

資 料 編

- 1 「郡山市図書館基本的運営方針」にかかる図書館と麓山地区周辺施設や学校図書館との連携 (p.42)
- 2 公立図書館と学校図書館法の法体系 (p.44)
- 3 郡山市図書館の沿革 (p.45)
- 4 「令和4年度 郡山市図書館アンケート」調査結果 (p.48)
- 5 郡山市図書館条例 (p.64)
- 6 郡山市図書館条例施行規則 (p.72)
- 7 郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則 (p.82)
- 8 図書館の設置及運営上の望ましい基準 (p.84)

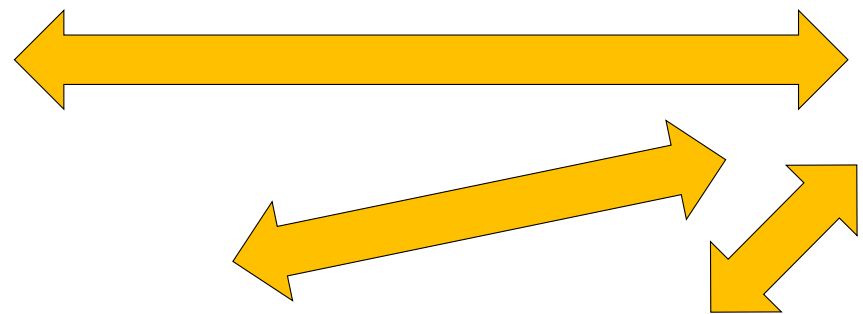
■「郡山市図書館基本的運営方針」にかかる図書館と麓山地区周辺施設や学校図書館との連携

		公民館 (中央館・地域館・分館)	歴史資料館 (歴史情報・公文書館) (令和6年度開館予定)
1. 市民にとって 使いやすい 図書館	<施策1> 図書館資料の充実	◆配本所の図書充実	◆歴史資料収集・展示・保管にかかる連携 ◆郷土資料デジタルアーカイブ資料の共有化による利便性の向上 ◆郷土貴重書の修復と保存に関する連携
	<施策2> 貸出サービスの充実	◆配本所の機能強化(環境、見やすさ) ◆配本所のPR	◆歴史資料館の事業(講座・展示)と連動した図書コーナーの設置 /設置場所は図書館・歴史資料館双方を想定できる(貸出時は図書館へ移動) ◆受講者等へ資料面での支援
	<施策3> 「レファレンスサービス」の機能強化		◆司書、学芸員等によるレファレンスと人材育成面の連携体制の構築
	<施策4> 誰もが利用しやすいサービスの拡充	【地域公民館・分館】 ◆青少年、高齢者コーナー拡充等にかかる情報交換	◆事業の連携により多様な年齢向けに歴史情報に触れ楽しめる機会を提案(展示・掲示・講座・ブックリスト・見学ツアーなど)
	<施策5> 図書館情報システムの充実	【地域公民館・分館】 ◆オンライン館の拡充検討	
2. 親しみやすい 図書館	<施策1> 地域館・分館の機能強化	【地域公民館・分館】 ◆地域資料の展示、貸出 ◆地域機関、団体パンフレット等の提供	
	<施策2> 各種行事、読書活動普及・啓発	【中央公民館・地域公民館・分館】 ◆映画会、講演会等各種行事の相互連携	◆展示イベントや複数の狙いを持った講座・ワークショップ等の企画開催
	<施策3> 利用者視点に立った職員配置		
	<施策4> 動線を考えた配列、デザイン		
3. 地域を支える 図書館	<施策1> 地域の課題解決に対応したサービスの実施		◆地域課題解決のための支援、情報発信の連携策の検討
	<施策2> 関係機関・団体との連携強化	【地域公民館・分館】 ◆読み聞かせボランティア養成講座の拡充(会場、募集等)	
	<施策3> 居場所づくりとしての図書館	【各公民館】 ◆居場所等における電子書籍の活用 【地域公民館・分館】 ◆「おはなし会」開催館の拡充	

■麓山周辺地区5施設「知の基盤」づくり

公民館(中央・地域館・分館)、**公会堂**

- ◆地域課題解決のための学びの場連携
- ◆子育て支援、こどもたちの健全育成のための連携

歴史情報・公文書館

- ◆専門職によるMLA連携
- ◆利用者視点に立った施設機能の役割分担

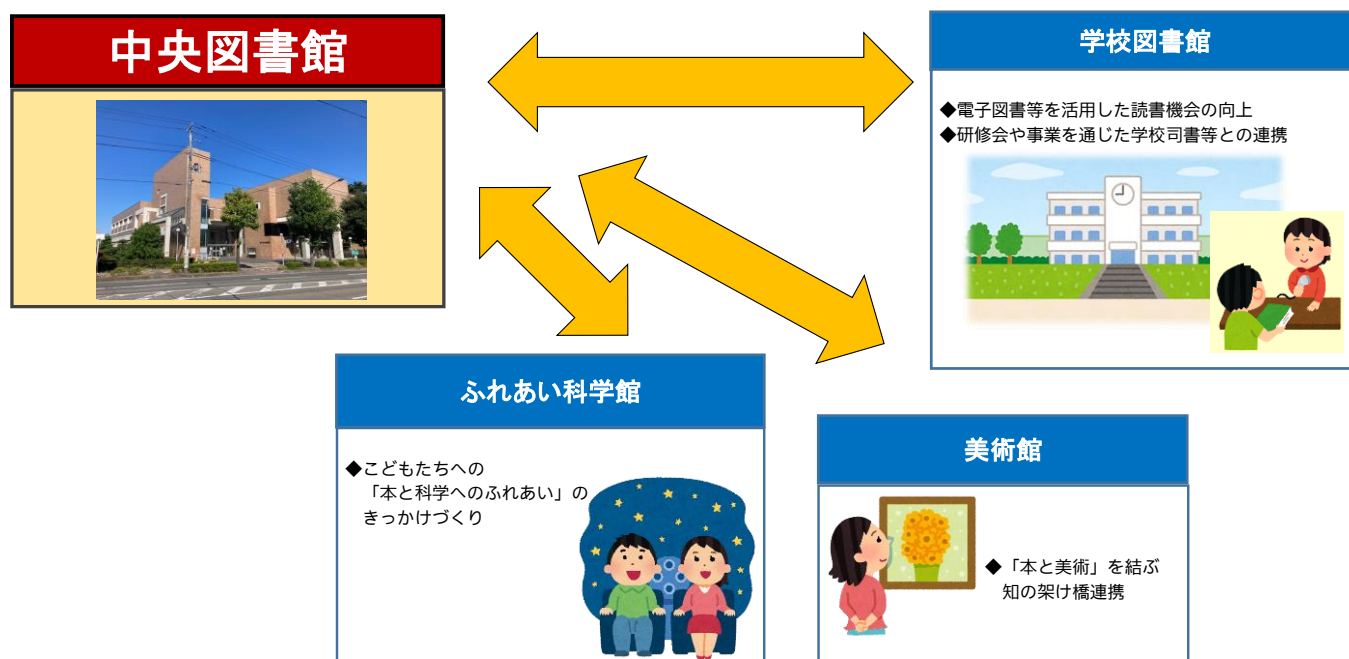


市民文化センター

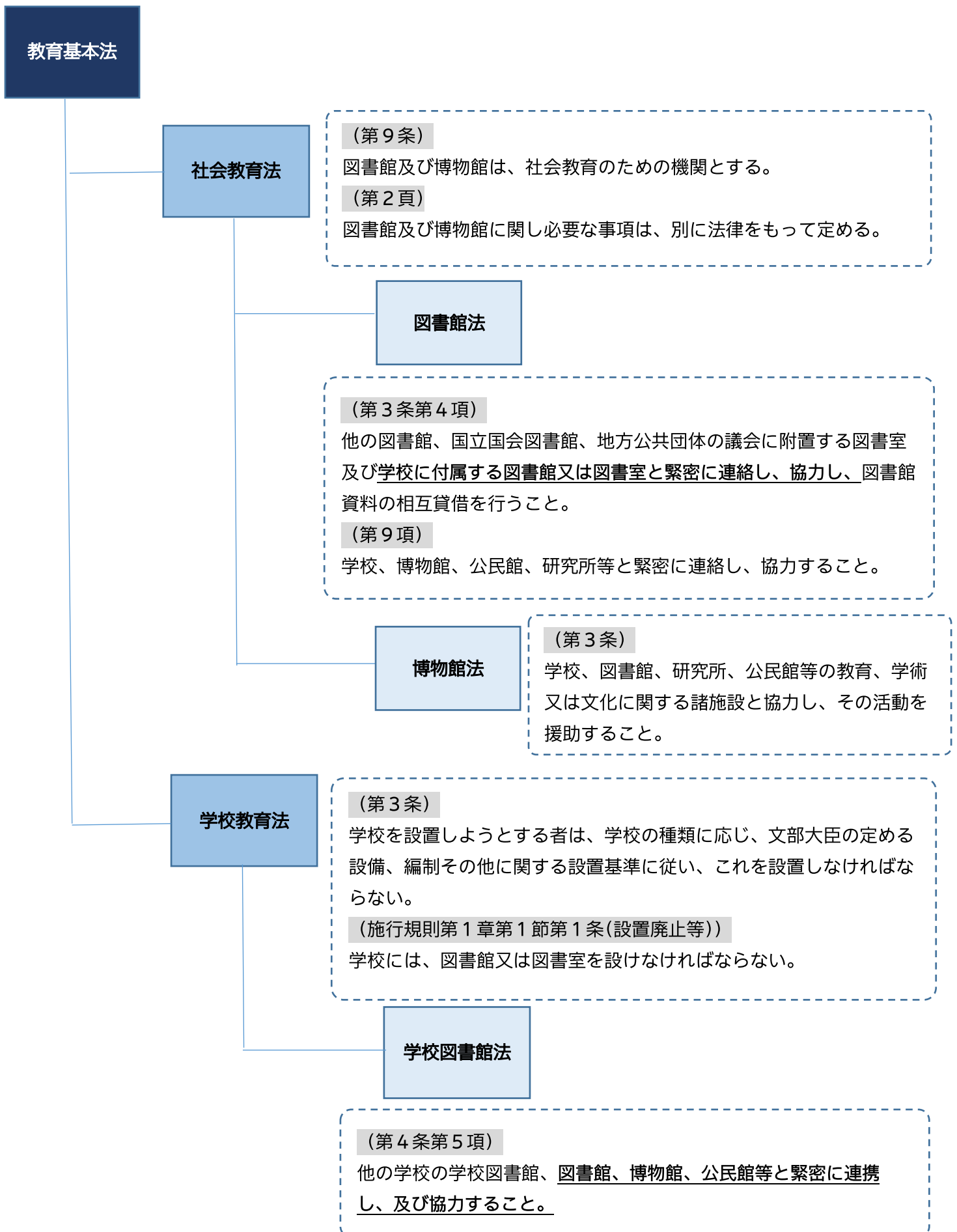
- ◆音楽都市こおりやまの普及啓発連携
- ◆「本と音楽」双方向の興味喚起



市民文化センター	ふれあい科学館・美術館等	学校図書館等
◆サテライトライブラリーの設置 ◆「音楽都市こおりやま」関連資料の収集・活用の検討	◆サテライトライブラリーの設置	◆「音楽都市こおりやま」関連資料の収集・活用の検討
◆サテライトライブラリー設置 QRコードによる検索、予約による音楽分野図書への興味喚起 ◆音楽配信サービス端末「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」の設置運営		◆電子図書の拡充（朝読や授業での活用等）
		◆レファレンスサービスに関する情報交換
◆文化センター催事等に合わせた選書やレイアウトの検討	◆ふれあい科学館催事等に合わせた選書やレイアウトの検討 ◆図書館、ふれあい科学館館長名譽館長を活用した連携事業の検討 ◆美術館、文学の森資料館催事等に合わせた選書やレイアウトの検討	◆こども司書養成講座等の開催協力
		◆児童専門書担当者研修会等の開催協力
◆サテライトライブラリー運営にかかる司書と音楽等専門スタッフの連携構築	◆サテライトライブラリー運営にかかる司書と科学専門スタッフの連携構築	◆放課後児童クラブ等団体貸出連携強化
		◆学習コーナーの活用



◆ 公立図書館と学校図書館法の法体系



◆ 郡山市図書館 沿革

昭和 19 年 4 月	郡山市図書館を設置する。(4 月 1 日)
11 月	郡山市図書館が旧市役所内に開館する。(11 月 3 日)
昭和 22 年 11 月	旧郡山市武徳殿に移転し開館する。(11 月 8 日)
昭和 23 年 11 月	福島県フィルム・ライブラリーのナトコ映写機が分駐する。
12 月	福島県立図書館郡山分館を併設する。
昭和 26 年 3 月	開架式閲覧法を採用し、新聞、雑誌の閲覧室を独立する。
昭和 27 年 2 月	郡山市図書館協議会が発足する。
昭和 33 年 9 月	郡山市図書館新館(現郡山市歴史資料館)に移転する。 児童閲覧室を併設する。
昭和 40 年 5 月	郡山市と安積郡内の 4 町 5 村及び田村郡田村町が合併し、 旧村 10 地区公民館に図書館分館を併設する。
8 月	田村郡西田村、中田村の編入合併に伴い、2 地区公民館に図書館分館 を併設する。
11 月	移動図書館開設、「あさかの号」が巡回を開始する。
昭和 45 年 4 月	視聴覚ライブラリーを図書館奉仕係に吸収し運営する。
6 月	富田及び大槻地区公民館に図書館分館を併設し、分館数 14 とする。
昭和 46 年 5 月	移動図書館で団地などの個人貸出を開始する。
6 月	図書の貸出方式を貸出記録が残らないブラウン式に変更する。
昭和 48 年 9 月	図書の貸出にリクエスト・サービス制度を導入する。
昭和 49 年 12 月	「あさかの号」2 号車を購入する。
昭和 50 年 7 月	郡山市立桑野公民館に図書館分館を併設し分館数 15 とする。
昭和 52 年 10 月	「あさかの号」2 台同時運行を開始する。
昭和 54 年 7 月	安積分館を出張方式により開館する。
昭和 56 年 3 月	新館「郡山市図書館、視聴覚センター」が旧児童文化会館跡地に落成 し移転、7 月 1 日に開館する。
昭和 57 年 4 月	旧図書館を改装し、郡山市図書館附属歴史資料館として開館する。
昭和 59 年 3 月	福島県立図書館郡山分館を廃止する。(3 月 31 日)
昭和 62 年 4 月	郡山市第三次総合計画を策定する。 「図書館のシステム化」を計画し、地域図書館の建設、分館の整備、書 館業務の電算化事業を決定する。
平成 3 年 3 月	郡山市図書館桑野分館を廃止し、分館数 14 とする。
4 月	郡山市希望ヶ丘図書館を設置する。(4 月 1 日)
6 月	条例改正により、郡山市図書館の名称が郡山市中央図書館となる。 地域図書館の第 1 号として、希望ヶ丘図書館が開館する。(6 月 1 日)
平成 4 年 3 月	郡山市中央図書館安積分館を廃止し、分館数 13 とする。
4 月	郡山市安積図書館を設置する。(4 月 1 日)
7 月	安積図書館が開館する。(7 月 1 日)
平成 5 年 6 月	郡山市中央図書館富久山分館を廃止し、分館数 12 とする。 郡山市富久山図書館が開館する。(6 月 25 日)

平成 6 年 11 月	図書館情報システム試験運用開始。
平成 7 年 4 月	図書館情報システム全面運用開始。(4月8日)
平成 8 年 4 月	自動車文庫の見直しが検討され、遠隔地への図書館サービスを自動車文庫から公民館等の施設配本へと変更する。
5 月	オンライン分館の第 1 号として、田村分館開館する。(5月1日)
10 月	配本業務システムを追加構築し地域公民館 23 箇所の図書が電算システムで管理可能になる。
平成 10 年 5 月	喜久田、緑ヶ丘分館がオンライン開館する。(5月1日)
平成 11 年 5 月	日和田分館がオンライン開館する。(5月1日)
平成 13 年 4 月	郡山市歴史資料館が文化課に移管される。
平成 13 年 7 月	郡山市図書館ホームページ開設。(7月1日)
平成 14 年 3 月	自動車文庫廃止。(3月31日)
平成 17 年 3 月	「郡山市子ども読書活動推進計画」策定
4 月	三穂田分館がオンライン開館する。(4月5日)
平成 18 年 3 月	中田分館がオンライン開館する。(3月27日)
4 月	インターネットでの図書予約サービスを開始する。中央図書館で祝日開館を開始する。
平成 19 年 3 月	西田分館がオンライン開館する。(3月26日)
4 月	開館時間延長を試行する。
平成 20 年 4 月	郡山市視聴覚センターを中央図書館に統合する。 全館で開館時間を延長する。
9 月	中央図書館でDVDの貸出を開始する。
平成 21 年 7 月	大槻分館がオンライン開館する。(7月6日)
平成 22 年 3 月	「第二次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。
平成 23 年 3 月	東日本大震災(3月11日) 翌日から休館。
5 月	地域館・分館再開館。(5月1日)
平成 24 年 3 月	中央図書館再開館。(3月10日)
平成 26 年 1 月	緑ヶ丘分館増築・リニューアルオープン。
6 月	図書館情報システム更新のため休館。
7 月	新図書館情報システム運用開始、再開館。 児童コーナーを「こども図書館」にリニューアル。
平成 27 年 3 月	「第三次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。
平成 28 年 4 月	名誉館長として東京藝術大学名誉教授 船山 隆氏が就任。
8 月	耐震改修工事のため中央図書館休館。(平成 29 年 7 月 31 日まで)
10 月	中央図書館休館中の代替施設として、郡山駅前ビッグアイ 6 階に臨時図書館開設。(平成 29 年 6 月まで)
平成 29 年 8 月	耐震改修工事完了、再開館。(8月1日) ナクソス・ミュージック・ライブラリー配信開始。(8月1日)
平成 30 年 5 月	熱海分館が「ほっとあたま(熱海多目的交流施設)」内にオンライン開館する。(5月14日)

令和 元年 9月	図書館情報システム更新及び、中央図書館併設の「郡山市教育研修センター」の移転に伴う改修工事のため全図書館休館。 (9月1日～9月30日)
10月	全図書館再開館、湖南分館オンライン開館。(10月1日) 「こおりやま広域連携中枢都市圏」内居住者に向けた広域貸出サービス開始。(10月1日) 電子書籍導入。(10月1日)
令和 元年 10月	令和元年東日本台風(台風19号)による水害のため、安積図書館休館。 10月13日～17日)
令和 2年 3月	「第四次郡山市子ども読書活動推進計画」策定。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全館臨時休館。 (3月1日～31日)
4月	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全館臨時休館。 (4月18日～5月15日)
令和 3年 2月	令和3年2月13日 福島県沖地震 翌日から全館休館。 中央図書館分館(2月19日)、地域図書館(2月20日)再開館。
3月	中央公民館1階ロビーに「臨時図書館」開設(3月5日)
11月	臨時図書館内に企画室コア前代表 三田 公美子 氏寄贈児童図書コーナー「三田公美子寄贈児童文庫」設置(11月17日)
12月	中央図書館一部再開館のため臨時図書館閉鎖(12月26日)
令和 4年 1月	中央図書館一部再開館。こども図書館を除く1階部分のみ供用。 (1月13日)併せて三田文庫も中央図書館に移設。
令和 4年 3月	令和4年3月16日 福島県沖地震 当日全館休館。 中央図書館分館、地域図書館は翌日再開館。
令和 4年 4月	令和4年4月8日 中央図書館一部再開館
令和 4年 5月	令和4年5月23日～31日 中央図書館臨時休館
令和 4年 6月	令和4年6月1日 中央図書館再開館

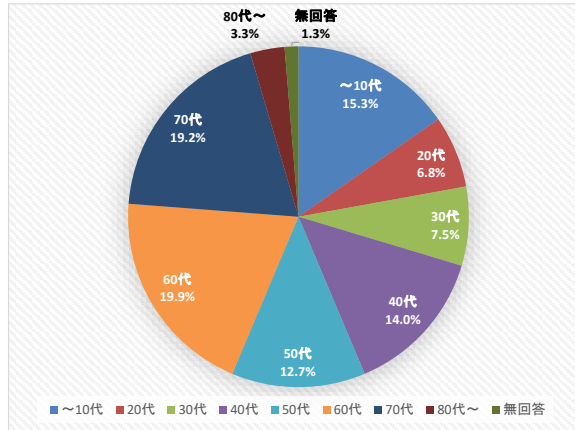
令和4年度 郡山市図書館 利用者アンケート 集計結果

- ・対象 来館利用者
- ・時期 令和4年7月7日～令和4年7月30日
- ・場所 中央図書館、3地域図書館
- ・方法 来館者配布 ・回収状況 307枚（回収率87.8%）

1. 利用者自身について

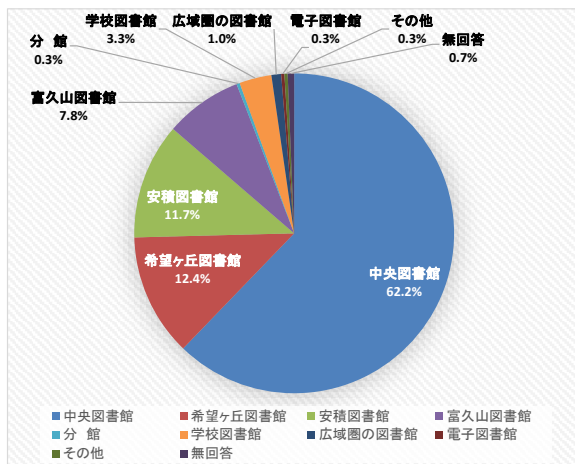
1-1 年代（年齢）

～10代	47人	15.3%
20代	21人	6.8%
30代	23人	7.5%
40代	43人	14.0%
50代	39人	12.7%
60代	61人	19.9%
70代	59人	19.2%
80代～	10人	3.3%
無回答	4人	1.3%
計	307人	



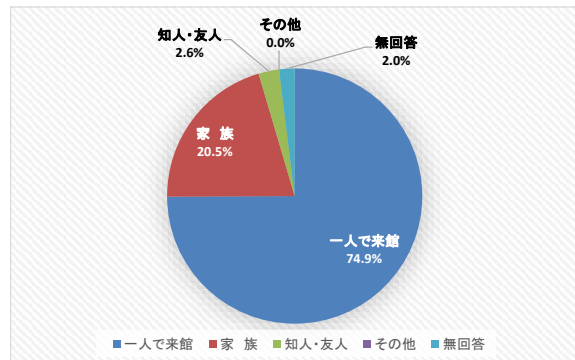
1-2 一番利用する図書館

中央図書館	191人	62.2%
希望ヶ丘図書館	38人	12.4%
安積図書館	36人	11.7%
富久山図書館	24人	7.8%
分館	1人	0.3%
学校図書館	10人	3.3%
広域圏の図書館	3人	1.0%
電子図書館	1人	0.3%
その他	1人	0.3%
無回答	2人	0.7%
計	307人	



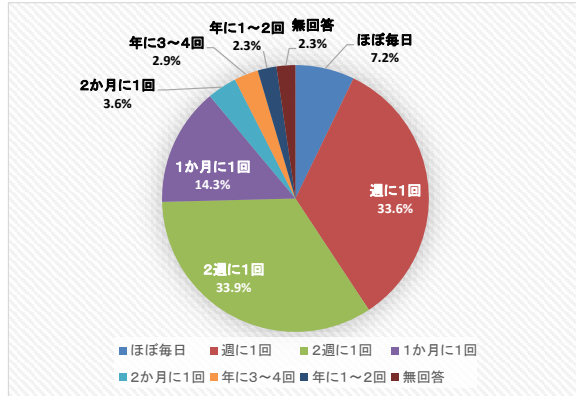
1-3 来館時の同伴者

一人で来館	230人	74.9%
家族	63人	20.5%
知人・友人	8人	2.6%
その他	0人	0.0%
無回答	6人	2.0%
計	307人	



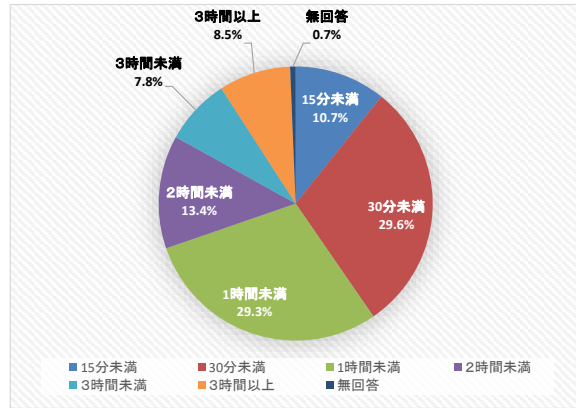
1-4 図書館の利用頻度

ほぼ毎日	22人	7.2%
週に1回	103人	33.6%
2週に1回	104人	33.9%
1か月に1回	44人	14.3%
2か月に1回	11人	3.6%
年に3~4回	9人	2.9%
年に1~2回	7人	2.3%
無回答	7人	2.3%
計	307人	



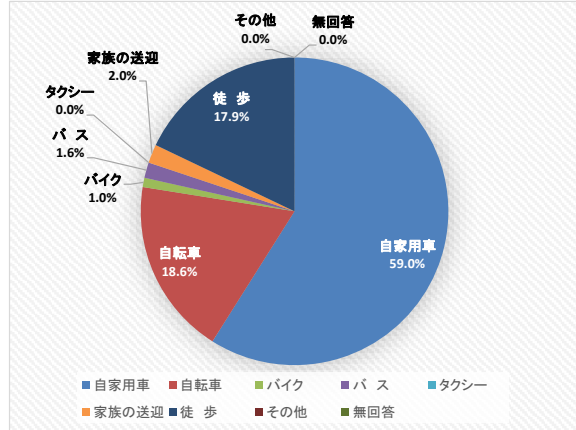
1-5 図書館の滞在時間

15分未満	33人	10.7%
30分未満	91人	29.6%
1時間未満	90人	29.3%
2時間未満	41人	13.4%
3時間未満	24人	7.8%
3時間以上	26人	8.5%
無回答	2人	0.7%
計	307人	



1-6 図書館までの移動手段

自家用車	181人	59.0%
自転車	57人	18.6%
バイク	3人	1.0%
バス	5人	1.6%
タクシー	0人	0.0%
家族の送迎	6人	2.0%
徒歩	55人	17.9%
その他	0人	0.0%
無回答	0人	0.0%
計	307人	

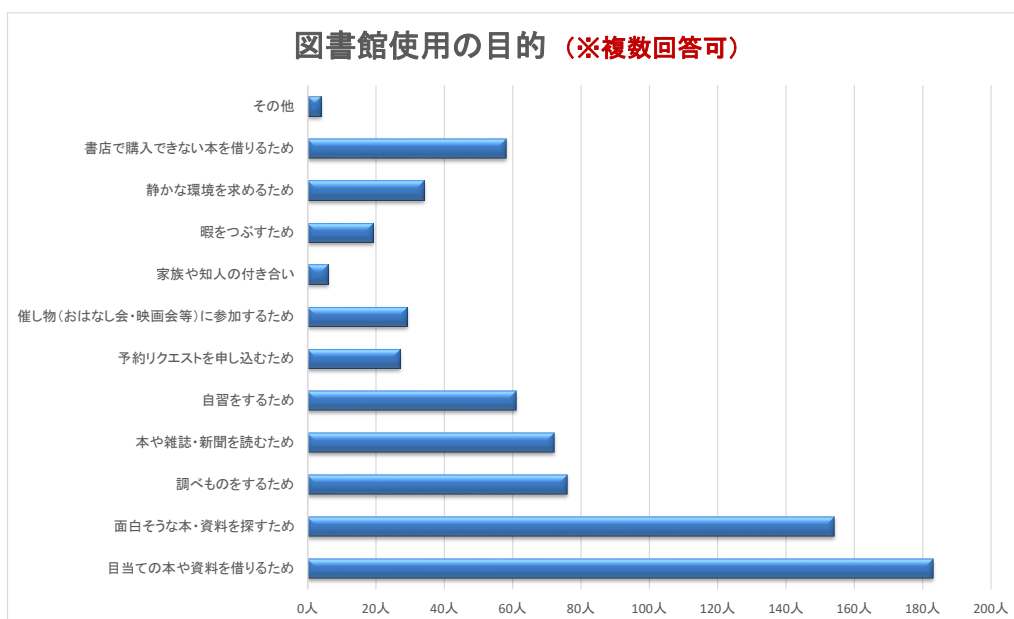


2. 図書館の利用について

2-1 図書館の利用目的

※複数回答可

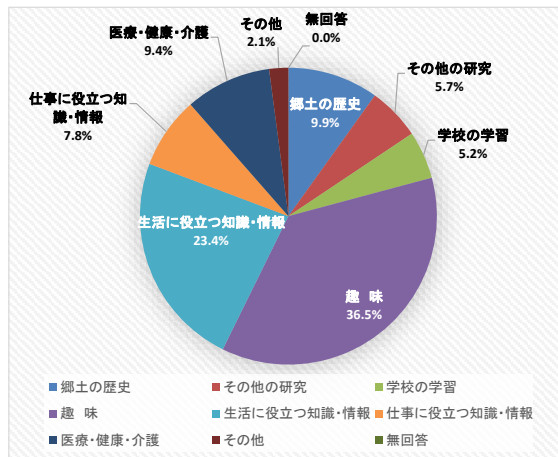
目当ての本や資料を借りるため	183人	59.6%
面白そうな本・資料を探すため	154人	50.2%
調べものをするため	76人	24.8%
本や雑誌・新聞を読むため	72人	23.5%
自習をするため	61人	19.9%
予約リクエストを申し込むため	27人	8.8%
催し物（おはなし会・映画会等）に参加するため	29人	9.4%
家族や知人の付き合い	6人	2.0%
暇をつぶすため	19人	6.2%
静かな環境を求めるため	34人	11.1%
書店で購入できない本を借りるため	58人	18.9%
その他	4人	1.3%



2-2 調べものの詳細

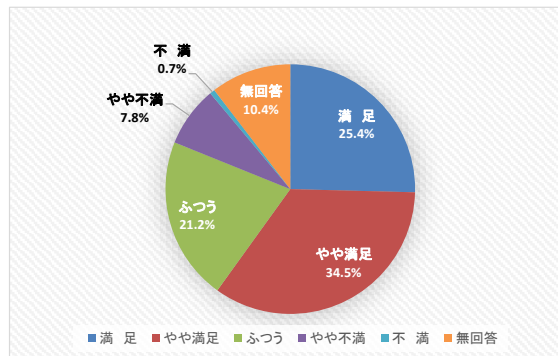
※2-1で「調べものをするため」と回答した方のみ

郷土の歴史	19人	25.0%
その他の研究	11人	14.5%
学校の学習	10人	13.2%
趣味	70人	92.1%
生活に役立つ知識・情報	45人	59.2%
仕事に役立つ知識・情報	15人	19.7%
医療・健康・介護	18人	23.7%
その他	4人	5.3%
無回答	0人	0.0%
計	192人	



2-3 所蔵資料満足度

満足	78人	25.4%
やや満足	106人	34.5%
ふつう	65人	21.2%
やや不満	24人	7.8%
不満	2人	0.7%
無回答	32人	10.4%
計	307人	



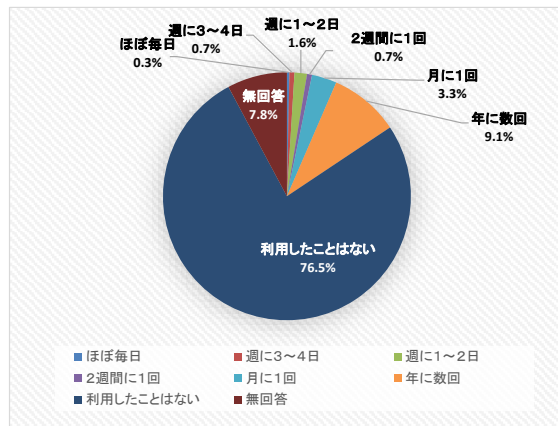
2-4 所蔵資料に満足していない理由

※2-3の設問で「④やや不満」「⑤不満」を選択した場合のみ回答

・ 西日本の地理歴史の本が少ない。
・ 資料が少ない。
・ 専門書がほとんどない。
・ 書籍が少ない。
・ 書籍が古い。
・ 読みたい作家の本が少ない。
・ 十分な調査ができない。
・ 十分な調査への道しるべはないか、調べられるようになってほしい。
・ 地元の資料が少ない。
・ 資料的な本が借りられない。
・ 古い本や古い雑誌が多い。
・ 本の選定基準が不明。
・ ない時がある。
・ どこにあるのか探し方がわからない。
・ 持出禁止で自習室、館内でも使えない。
・ TVで取り上げられる本が置いていないことが多い。
・ DVD、CDが古く人気のものはずっと貸し出し中。探す時間かかるのに、欲しいものがない。
・ 女性雑誌の種類が少ないのに借りたい人が多く、借りたいもんが借りられない。（富久山）
・ 汚れがある。
・ DVDがない館がある。
・ CDが充実していない。
・ 開いている時間が短い。（せめて7PM）
・ 学習する机、いすがとても足りない。（中央図書館以外）
・ 休んで飲める場所があったら。（話をしたり）
・ 希望するものが置かれていない。
・ もう少し雑誌を増やして。（日経トレンドとか）
・ 絶対数が少ない。
・ 作家のシリーズ物が少ない。
・ 配列が見にくい。

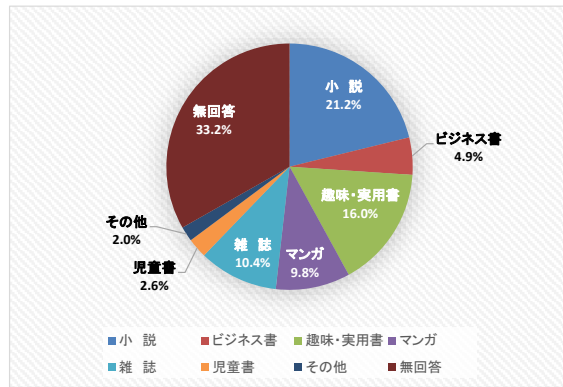
2-5 電子書籍（電子図書館）の利用状況

ほぼ毎日	1人	0.3%
週に3～4日	2人	0.7%
週に1～2日	5人	1.6%
2週間に1回	2人	0.7%
月に1回	10人	3.3%
年に数回	28人	9.1%
利用したことはない	235人	76.5%
無回答	24人	7.8%
計	307人	



2-6 電子書籍で読みたいジャンル

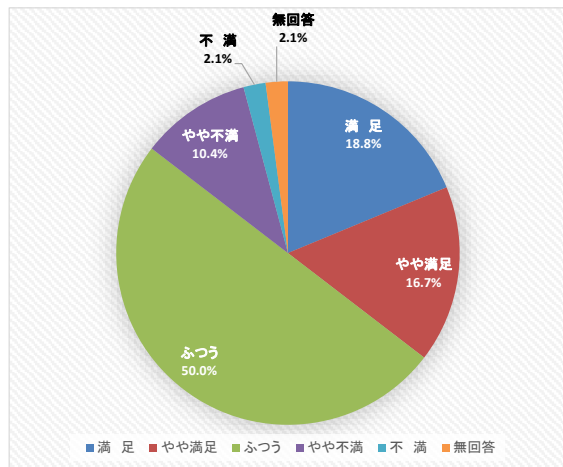
小説	65人	21.2%
ビジネス書	15人	4.9%
趣味・実用書	49人	16.0%
マンガ	30人	9.8%
雑誌	32人	10.4%
児童書	8人	2.6%
その他	6人	2.0%
無回答	102人	33.2%
計	307人	



2-7 電子書籍（電子図書館）の利用満足度

※2-5の設問で「1~6」（=利用したことがある）を選択した場合のみ回答

満足	9人	18.8%
やや満足	8人	16.7%
ふつう	24人	50.0%
やや不満	5人	10.4%
不満	1人	2.1%
無回答	1人	2.1%
計	48人	



2-8 所蔵資料に満足していない理由

※2-7の設問で「④やや不満」「⑤不満」を選択した場合のみ回答

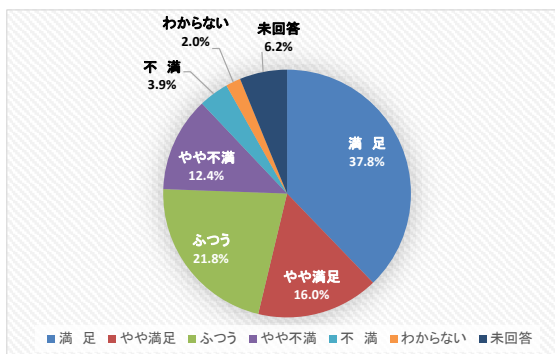
・ 紙の本が好き。
・ 目が疲れる。
・ 数があまりにも少ない。
・ 内容がない。
・ 探しにくい。
・ タブレットを持っていない。
・ 取扱いがないものもある。

3. 図書館サービスについて

<3-1 図書館サービス・各種行事の利用満足度>

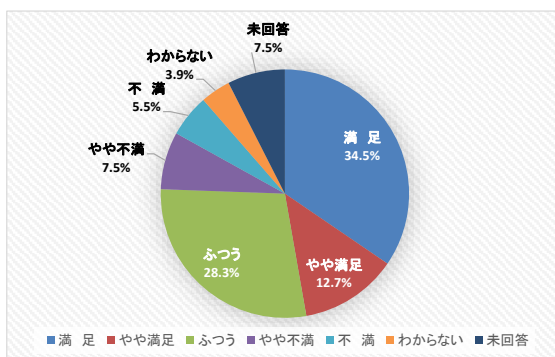
3-1-1-① 開館時間

満足	116人	37.8%
やや満足	49人	16.0%
ふつう	67人	21.8%
やや不満	38人	12.4%
不満	12人	3.9%
わからない	6人	2.0%
未回答	19人	6.2%
計	307人	



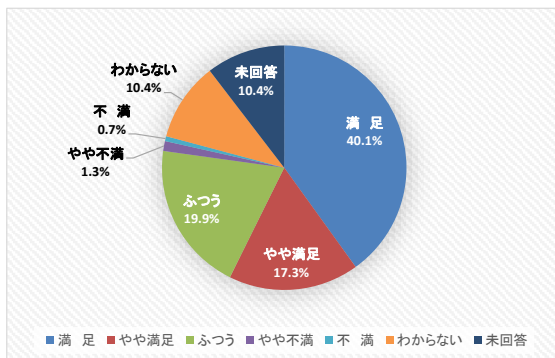
3-1-1-② 貸出冊数・期間

満足	106人	34.5%
やや満足	39人	12.7%
ふつう	87人	28.3%
やや不満	23人	7.5%
不満	17人	5.5%
わからない	12人	3.9%
未回答	23人	7.5%
計	307人	



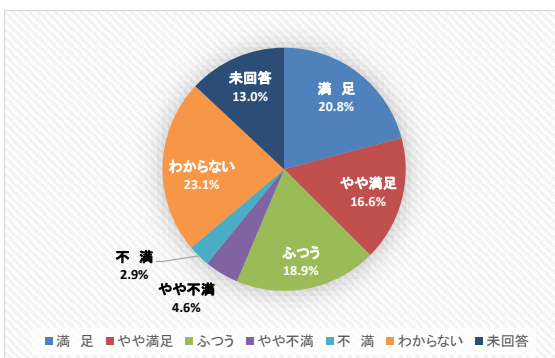
3-1-1-③ セルフ貸出機

満足	123人	40.1%
やや満足	53人	17.3%
ふつう	61人	19.9%
やや不満	4人	1.3%
不満	2人	0.7%
わからない	32人	10.4%
未回答	32人	10.4%
計	307人	



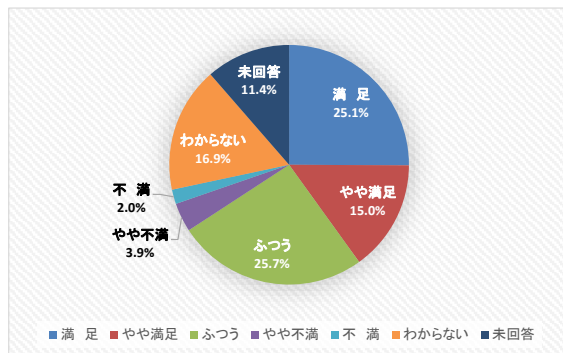
3-1-1-④ インターネットからの蔵書検索・予約・延長など

満足	64人	20.8%
やや満足	51人	16.6%
ふつう	58人	18.9%
やや不満	14人	4.6%
不満	9人	2.9%
わからない	71人	23.1%
未回答	40人	13.0%
計	307人	



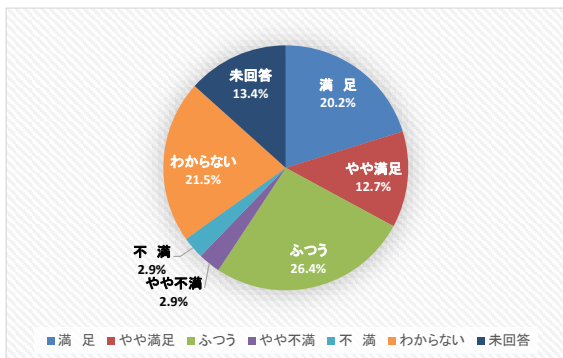
3-1-⑤ 館内利用者端末（みるたん）での蔵書検索・予約

満足	77人	25.1%
やや満足	46人	15.0%
ふつう	79人	25.7%
やや不満	12人	3.9%
不満	6人	2.0%
わからない	52人	16.9%
未回答	35人	11.4%
計	307人	



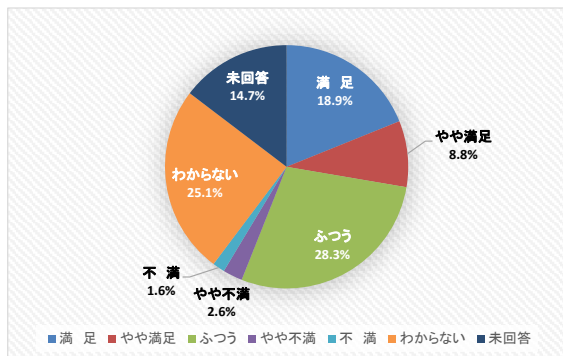
3-1-⑥ リクエスト（資料の予約や図書館にない資料の購入や取り寄せ）

満足	62人	20.2%
やや満足	39人	12.7%
ふつう	81人	26.4%
やや不満	9人	2.9%
不満	9人	2.9%
わからない	66人	21.5%
未回答	41人	13.4%
計	307人	



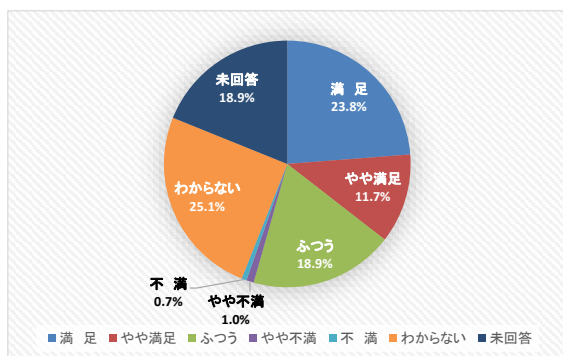
3-1-⑦ レファレンス（資料の相談・案内）

満足	58人	18.9%
やや満足	27人	8.8%
ふつう	87人	28.3%
やや不満	8人	2.6%
不満	5人	1.6%
わからない	77人	25.1%
未回答	45人	14.7%
計	307人	



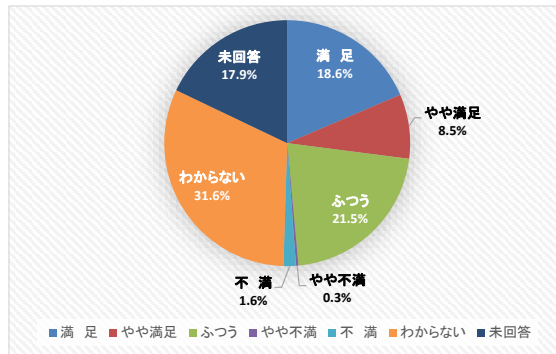
3-1-⑧ 広域圏内利用（近隣16市町村の図書が利用できる）

満足	73人	23.8%
やや満足	36人	11.7%
ふつう	58人	18.9%
やや不満	3人	1.0%
不満	2人	0.7%
わからない	77人	25.1%
未回答	58人	18.9%
計	307人	



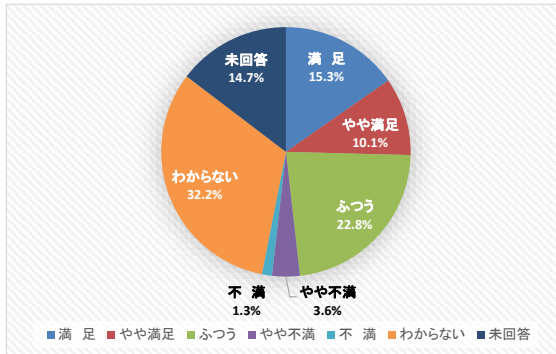
3-1-9 Wi-Fi

満足	57人	18.6%
やや満足	26人	8.5%
ふつう	66人	21.5%
やや不満	1人	0.3%
不満	5人	1.6%
わからない	97人	31.6%
未回答	55人	17.9%
計	307人	



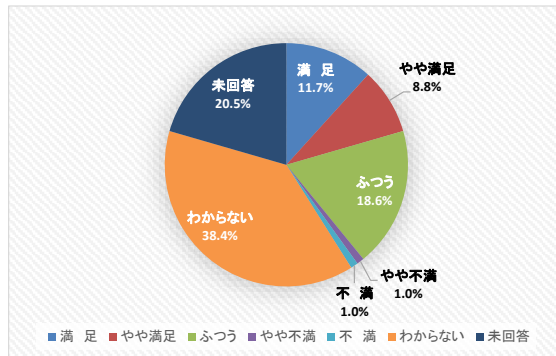
3-1-10 映画会

満足	47人	15.3%
やや満足	31人	10.1%
ふつう	70人	22.8%
やや不満	11人	3.6%
不満	4人	1.3%
わからない	99人	32.2%
未回答	45人	14.7%
計	307人	



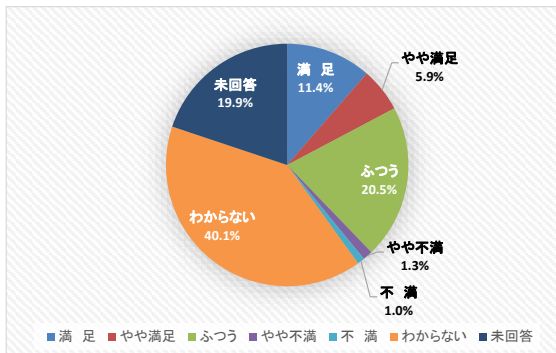
3-1-11 おはなし会

満足	36人	11.7%
やや満足	27人	8.8%
ふつう	57人	18.6%
やや不満	3人	1.0%
不満	3人	1.0%
わからない	118人	38.4%
未回答	63人	20.5%
計	307人	



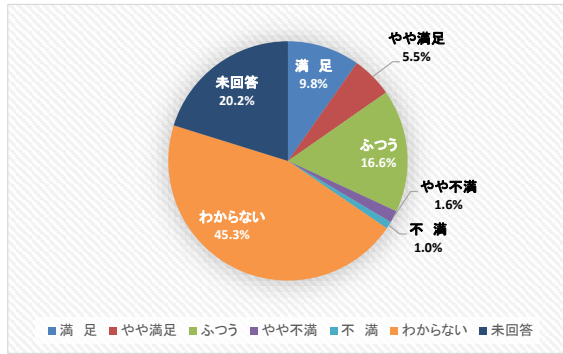
3-1-12 親子で楽しめるイベント

満足	35人	11.4%
やや満足	18人	5.9%
ふつう	63人	20.5%
やや不満	4人	1.3%
不満	3人	1.0%
わからない	123人	40.1%
未回答	61人	19.9%
計	307人	



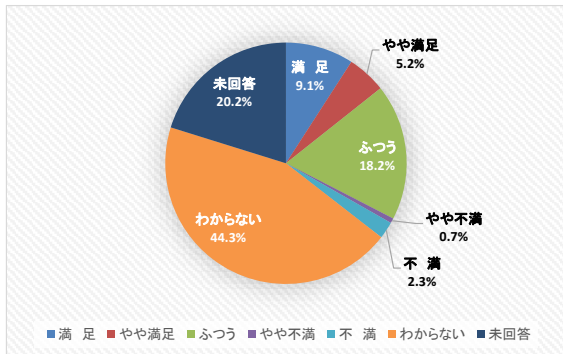
3-1-13 デジタルアーカイブ

満足	30人	9.8%
やや満足	17人	5.5%
ふつう	51人	16.6%
やや不満	5人	1.6%
不満	3人	1.0%
わからない	139人	45.3%
未回答	62人	20.2%
計	307人	



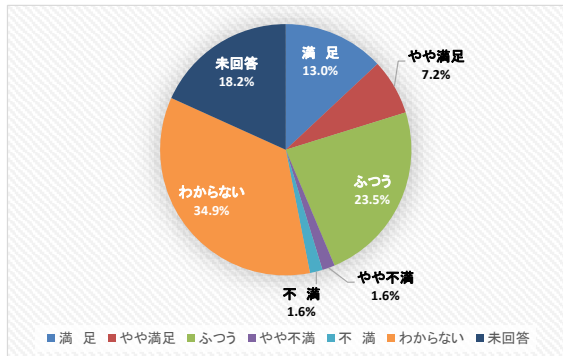
3-1-14 ナクソス・ミュージック・ライブラリー

満足	28人	9.1%
やや満足	16人	5.2%
ふつう	56人	18.2%
やや不満	2人	0.7%
不満	7人	2.3%
わからない	136人	44.3%
未回答	62人	20.2%
計	307人	



3-1-15 リサイクル本

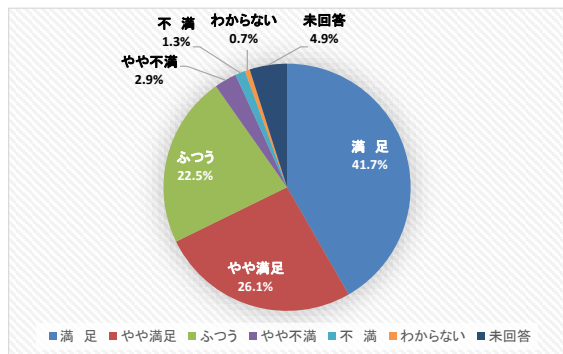
満足	40人	13.0%
やや満足	22人	7.2%
ふつう	72人	23.5%
やや不満	5人	1.6%
不満	5人	1.6%
わからない	107人	34.9%
未回答	56人	18.2%
計	307人	



<3-2 図書館利用環境の利用満足度>

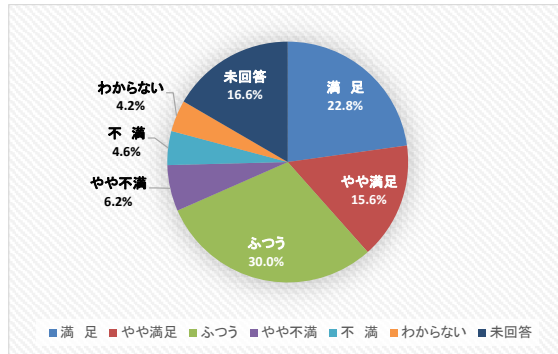
3-2-1 職員の対応

満足	128人	41.7%
やや満足	80人	26.1%
ふつう	69人	22.5%
やや不満	9人	2.9%
不満	4人	1.3%
わからない	2人	0.7%
未回答	15人	4.9%
計	307人	



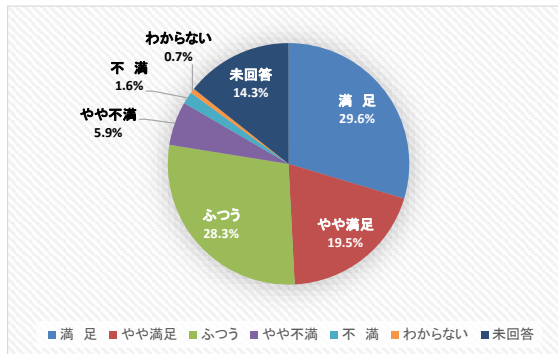
3-2-② 閲覧席

満足	70人	22.8%
やや満足	48人	15.6%
ふつう	92人	30.0%
やや不満	19人	6.2%
不満	14人	4.6%
わからない	13人	4.2%
未回答	51人	16.6%
計	307人	



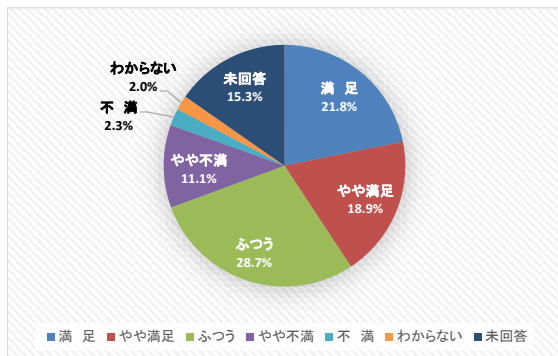
3-2-③ 館内環境

満足	91人	29.6%
やや満足	60人	19.5%
ふつう	87人	28.3%
やや不満	18人	5.9%
不満	5人	1.6%
わからない	2人	0.7%
未回答	44人	14.3%
計	307人	



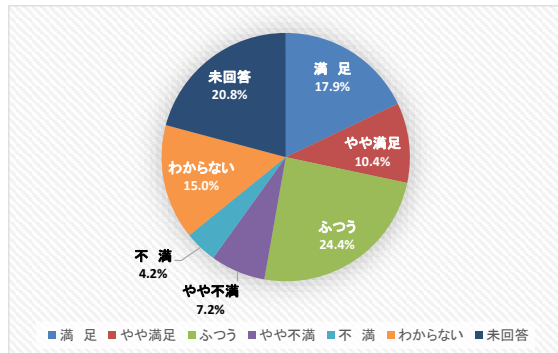
3-2-④ 本などの探しやすさ

満足	67人	21.8%
やや満足	58人	18.9%
ふつう	88人	28.7%
やや不満	34人	11.1%
不満	7人	2.3%
わからない	6人	2.0%
未回答	47人	15.3%
計	307人	



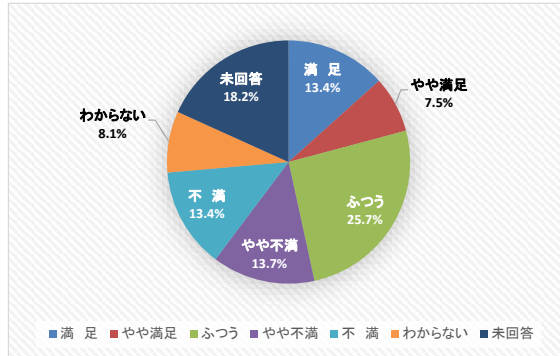
3-2-⑤ 学習コーナー

満足	55人	17.9%
やや満足	32人	10.4%
ふつう	75人	24.4%
やや不満	22人	7.2%
不満	13人	4.2%
わからない	46人	15.0%
未回答	64人	20.8%
計	307人	



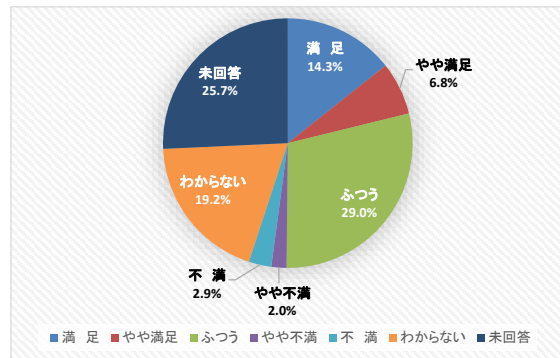
3-2-⑥ 駐車場

満足	41人	13.4%
やや満足	23人	7.5%
ふつう	79人	25.7%
やや不満	42人	13.7%
不満	41人	13.4%
わからない	25人	8.1%
未回答	56人	18.2%
計	307人	



3-2-⑦ 駐輪場

満足	44人	14.3%
やや満足	21人	6.8%
ふつう	89人	29.0%
やや不満	6人	2.0%
不満	9人	2.9%
わからない	59人	19.2%
未回答	79人	25.7%
計	307人	

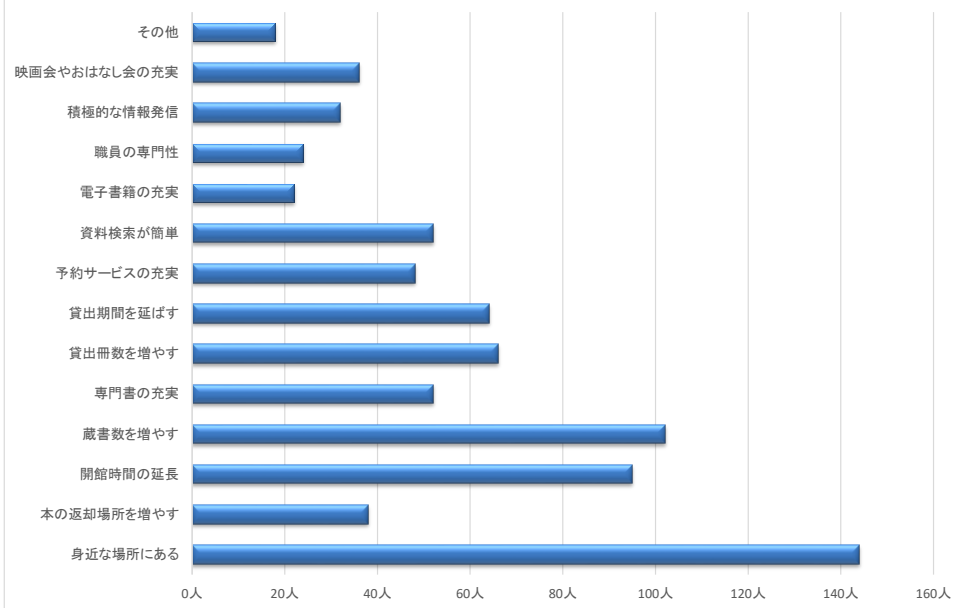


3-3 図書館に望むサービス

※複数回答可

身近な場所にある	144人	46.9%
本の返却場所を増やす	38人	12.4%
開館時間の延長	95人	30.9%
蔵書数を増やす	102人	33.2%
専門書の充実	52人	16.9%
貸出冊数を増やす	66人	21.5%
貸出期間を延ばす	64人	20.8%
予約サービスの充実	48人	15.6%
資料検索が簡単	52人	16.9%
電子書籍の充実	22人	7.2%
職員の専門性	24人	7.8%
積極的な情報発信	32人	10.4%
映画会やおはなし会の充実	36人	11.7%
その他	18人	5.9%

図書館に望むサービス (※複数回答可)



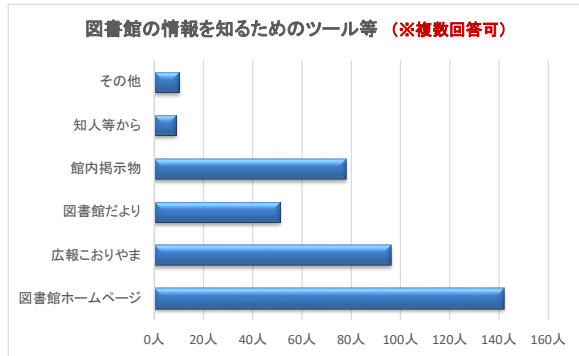
3-3-14 その他

・ 学習室時間延長。
・ CD,DVDも予約できて、どの図書館でも貸出、返却できるとよい。
・ 定期的にアンケートなどで市民の需要を把握して改良してください。→ご意見箱などがあってもよい。
・ 災害時の閉館長かった。建物は大丈夫？
・ 平日の1日でも19時まで開いてほしい。(地域館)
・ 飲食スペース。
・ 多言語絵本。
・ CD、DVDの枚数を増やす。
・ 外観や内観を変えて、地元の人も県外の人にも来たいと思われるような図書館になってほしい。
・ 水戸市立西部図書館 東洋文庫ミュージアムのような…。公共施設がきれいな郡山市になってほしい！！ シンプルで落ち着くデザイン重要！！
・ 3階学習室の利用時間の延長。
・ 自習環境の充実。
・ 蔵書リクエスト希望を聞いてほしい。
・ 本を増やしてください。
・ 韓国の話題図書が読みたい。
・ 自習スペースを増やす。

3-4 図書館の情報を知るためのツール等

※複数回答可

図書館ホームページ	142人	46.3%
広報こおりやま	96人	31.3%
図書館だより	51人	16.6%
館内掲示物	78人	25.4%
知人等から	9人	2.9%
その他	10人	3.3%



3-5 意見・提案等

・ 読みたい本があっても巻数がとびとびでなかったりするのが嫌です。駐車場が狭い。
・ リクエストした本の入荷が遅い。ホームページの新着本（特に日本文学）にかなり古い本が登録してある。
・ 本棚の中の本の整理を！（乱雑に入れてある）
・ いつも気持ちの良い対応をして下さり、ありがとうございます。
・ マンガも予約できるようにしてください。（人気の本がいつまでも読めないのです。）
比較的近くに住んでいますので、できればもっと利用したいのですが、耐震リニューアルしたとはいえ、施設自体が古すぎます。
須賀川市tetteのようにとはいかなくても、そろそろ施設移転または建て替えをしていただきたいです。
貸出冊数が少ないので増やしてほしい。他の地域では、10冊、15冊ほどで2週間(延長可)貸出できるので。
・ みるタンの予約がしにくい。予約するとき、1回1回番号を入力しなければならないのが面倒。一度に予約できるようにしてほしい。（もし一括予約可なら、やり方をわかりやすくしていただきたい。）
・ 駐車場が使いにくい。（新しい駐車場に期待）
・ テーブル用除菌グッズあれば良い。軽食摂れる場所。テーブル響く。富田に自習スペースほしい。駐車場少ない。
・ 小説などシリーズものの巻数が欠けているものがある。閉館時間を長くしてほしい。
・ 多国籍住民が増えているので、多言語読み聞かせなど多文化共生イベントの開催希望。
・ 迷惑な常連客が数名いて何とかしてほしい。
・ 蔵書検索のwebページから図書館のwebページへのリンクを張ってほしい。
・ リサイクル本のイベントをやってほしい。もっとPRしてほしい。
・ 電子書籍利用しやすい。もっと検索しやすければよい。
・ PFI等を応用し、民間に委託し、開館時間の延長や、館内での有効利用が図れる。
・ 貸出冊数の増を強く希望する。
・ 図書館が利用できるのがとてもありがたい。
・ CDコーナーが暗い。CD（モダンジャズ）を多くほしい。
・ 図書館間の郵送スケジュールを開示してほしい。
・ 予約引当がどの館なのかわからない。
・ 他の市などのホームページを見ると、郡山市よりも見やすく使いやすい。（白河市など）ほかの自治体から技術を取り入れるべきだと思う。
・ ナクソスミュージックライブラリや電子図書館を市外在住でも利用できるようにしてもらいたい。
・ 雰囲気がよく、とても心地よい空間です。
以前、駐車場が有料になることについてのアンケートを見ました。
・ 中央図書館の地理的状況を考えれば、図書館や文化センター以外の目的で利用する人もいるし、多くの市民に駐車場が利用できるようにするためには…、と理解もできます。しかし、図書館の特性を考えると、願わくば駐車場の利用は無料であってほしいと思います。
40年前に現建物ができて以来変わっていない。書籍数が少ない。新しい本が入らない。予算が少ない。本が各
・ 図書館に分散されていて不便。図書館の考え方、役割を根本的に考え直し、変える必要がある。広域圏の中核図書館として役割を果たせるのか？
・ 土日に駐車場が満車になることが多いので、解消してほしい。常に新しい本が入ってくるので楽しい。蔵書に関しては満足している。これからも引き続き利用したい。
・ リクエストした本はいつも用意していただき、ありがとうございます。
・ DVDの見直し。
・ 駐車場が狭いので、いつも焦ることです。
・ 探している本を検索して番号(?)で探しますが、なかなか見つからず、スタッフの方に聞く丁寧に対応して下さいます。本の番号から一人でも探せると、お互いに負担が減るのではないのでしょうか。
・ マンガの予約を可能にしてほしい。いつも利用している図書館の本は貸し出し中で、他の図書館にはあるということが多いので。
・ 勉強スペースが充実していて集中できる。ありがたい。
・ 今、良好です。

<p>たびたびの地震で利用できない中央図書館の在り方に、とても疑問を持ちます。開館時間より改修時間のほうが多くて、だんだんと図書館内が使いづらくなったりしていて、利用する市民としては公共図書館としての役割を十分に果たしていないと思います。</p> <p>なので、災害などに強い建物などに建て替えて、市民に利用しやすい図書館を作るべきだと思います。</p>
<p>雑誌等、閲覧席のイスが床とこすれてガリガリとうるさすぎです。(退席、着席時) イスの足に百均とかで売っているの、一つの方法かと。</p>
<p>閲覧席の充実、座席数の拡大、飲み物を飲みながらの閲覧可、カフェの併設、子供コーナーの充実(もっと座る場所を増やす)。</p>
<p>いつも利用させていただいております。ありがとうございます。地震やコロナに負けず頑張ってください！</p>
<p>AB型ダイエットの本はありますか？</p>
<p>館内が暑いです。本を読がもっと増えてほしいです(?)記号で本の場所が記されてあったので分かりやすかったです。</p>
<p>図書館というより「地域」にですが、仕事終わってからも利用できる学習スペースがあるといいなと思います。</p>
<p>学習室のエアコンが弱い気がします(着座で汗ばむ)。学習室で来館者に注意するとき、声が大きい。</p>
<p>ジュースの自販機が欲しい。自習機の数が少ない(4倍くらい)。</p>
<p>学習スペースを増やしてほしい。リアルタイムな情報をツイッター、フェイスブック等で発信してほしい。</p>
<p>3階学習室の室温を、もう少し下げただけるとありがたい。</p>
<p>中央図書館以外の地域の分館(?)でも自習設備(部屋、机、イス、Wi-Fi等)の充実を望みます。中央図書館3F(自習スペース)も、2Fと同一の時間管理(開館/閉館時間)にしてほしいです。駐車場の混雑時(中央公民館イベント時か?)に逆回りで駐車場を回遊する車が散見される。危険かつトラブルの要因となるので、一定方向(左回り)の徹底を願いたい。Wi-Fiを認めるなら、電源の必要性も認めるべきと思う。</p>
<p>毎週月曜の休館をなくしてもらえると嬉しい。毎日同じ人が働いているのであれば検討していただきたい。</p>
<p>新しい情報に関する本、例えば地図、各種案内誌etc…は常にupdateしておくとう便利だと思います。</p>
<p>利用貸出本の多いものを書棚へ、貸出に動きのないものは撤去し、常に最新本を常備してほしい。トイレに除菌クリーナーを設置してほしい。特定の作家の全集が書棚に設置してあるが、ほとんど貸出された形跡がない。こういう利用頻度の低い全集本の購入は何を選定基準としているのか。</p>
<p>小さな子供が参加できるイベントをもっと増やしてほしい。3歳以下の子供のおはなし会も実施してください。</p>
<p>みるタンの台数を増やしてほしい。</p>
<p>「元氣が出る本」「癒してくれる本」など、書店のようにテーマごとに陳列されているとありがたい。図書館職員のおすすめ本など。本の裏表紙などにあらすじが貼ってあると、とても選びやすくてうれしいです。</p>
<p>新刊を割と早く購入してくれるので、ありがたい。人気の本がなかなか借りられないので、改善してほしい。</p> <p>駐車場はもっと広くないと、文化センターで何かあると停められなくて困る。年をとった人はインターネット予約がしづらいようです。</p>
<p>いつも気持ちよく利用させていただき、心より感謝しております。最近でいえば七夕の短冊など、心温まる風景もありました。これからも今まで同様、心地の良い場所であってほしいと思います。コロナ感染が再び急増しておりますが、職員の皆様、どうかご自愛されますよう。</p>
<p>毎日快適に使わせていただいています！</p>
<p>本はいろいろなジャンルに分かれていると思いますが、例えば希望ヶ丘にて、2Fは子供用かと思っていたら、その日探していた本はすべて2Fにありました。いつも小説、新聞、雑誌などを見ているので、2Fへはあまり行きませんでした。</p> <p>本の背表紙に書いてある文字、数字などについて、もっと私も分かればいいな、と思いました。8日に小学生に対してのイベントがあるようですが、私も参加して図書館について学んでみたいと思いました。</p>
<p>禁止の本(資料、辞書)が図書館にあっても、利用できません。館内で利用に限ってでも使用させてください。自習コーナーにも持ち出せないのでは、せっかく蔵書としてあっても利用できず残念。勉強(研究)したことがないからこの不便さを理解できないのかなど悲しく残念です。外国語の辞書のことです。よろしく願います。</p>
<p>富久山の場合、席がかなり減ってしまい、残念。映画鑑賞時、音量の調整、席の配置を見やすく考えてほしい。</p>
<p>映画は午前中をお願いしたいです。</p>
<p>常に丁寧に回答いただきありがとうございます。</p>
<p>新しい駐車場を作っていますが、無料で使いやすいものとなりますよう希望します。図書館利用、文化センター利用いずれもその目的のため駐車していることがはっきりわかるように何らかの工夫を願いたい。DVD作品の数、CDの数(特に文学作品をもう少し充実させてほしい)増やしてほしい。</p>
<p>初めての利用です。これから色々利用したいです。</p>
<p>富久山図書館に歩いて30分かけていきます。八山田方面にもあるといいな、と思っています。</p>
<p>いつもネットで本を予約しますが、今までたくさん本を借りており、何を借りたか読んだかわからなくなる時がある。過去数年分の借りた本の履歴がマイページから見れたら良いと思います。長年、駐車場に対する不満がありましたが、立体駐車場ができるようでとてもよかったです。</p>
<p>マンガを増やしてほしい。</p>
<p>はじめてきました。すみません、いつも学校の図書室を利用しています。 小6</p>
<p>本棚のレイアウトに工夫があれば…。</p>
<p>学習コーナーの充実。</p>
<p>文庫本を増やしてほしい。</p>
<p>WiFiが、どこに書いてあるのか表示してほしい。</p>
<p>本の贈呈の時、一々名前等を書くのは面倒である。</p>
<p>電子書籍の使い方の説明会を開催する。駐車場の有料化2時間以内無料とする。</p>
<p>機械だけの貸出しはやめたもらいたい。閉架図書受付窓口を設けてほしい。</p>
<p>仕事帰りに立ち寄れるなら、もっと利用できると思います。</p>
<p>勉強するのに最適な場所であるため、座席数を増やしてほしい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 岩波新書のようなまとまりを一つの棚においてほしい。 標準分類だけでなく、様々な知識・情報を得やすくするような工夫が大切だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> いつも利用させていただいております。ありがとうございます。恋愛系のHOW TO本をふやしていただけたらうれしいです！
<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスについては自習以外での利用はほばないため、「わからない」という回答をしているをご容赦ください。
<ul style="list-style-type: none"> 富久山図書館について <ul style="list-style-type: none"> ・リラックスして本を読む椅子の配置にしてほしい。人が行きかうところでなく、奥で外の景色が見えるところなど落ち着ける場所へ。・CD・DVDの充実（新しいものを入れる。10年以上前のものが多い。探しづらい。新しいものの入荷のほか、貸出、返却、予約の仕方を本と同じにできるとよい。）・中央図書館のようにコインロッカーを設置してほしい。・中央図書館のようにセルフ貸出機の利用時に返却日メモが出てくるようにする。→中央、地域、分館で使い方が統一されていない。・中央図書館のように女性雑誌の種類を増やして置いてください。人気のないものと入れ替えたり。（ネットで検索すると内容は記されおらず、写真もないので予約しづらい。） 富久山図書館の児童コーナー <ul style="list-style-type: none"> ・カウンター前の学生の本棚が利用しづらい。（カウンター前で人が並ぶ。職員の前で緊張する。） ・子供用のイスが少ない。大人と来てても、大人が座って読んであげたりしづらい。しかし、一人きたおじさんやおばさんがその毎回座って新聞を読んだりパソコンをしたり休んだりしていても、職員は注意しなかったのはなぜですか？お話会に行ったとき、子供がいても終了予定時間前に終わることが多かった。（コロナ前から。）市の広報を見て小学生の部の時間に行った時も、何度も「小学生の部に来た人が少ないからこの部はやりません。」と言われて終わってしまい、がっかりして悲しくなった。子と楽しみにして頑張ったのに。郡山市職員は暖かさが感じられない。「お話会にはもう行かない」と子供に暗い顔で言われるようになった。 ネット、郡山市図書館HP <ul style="list-style-type: none"> ・「お気に入り」に入れられる数を増やしていただけたらいいと思います。・予約した後もキャンセル可能ボタンがあるといいと思います。・新着図書から選びやすくしていただけたらいいです。※県立図書館や町の本屋（岩瀬書店など）を参考してみてください。また、忙しくても明るく丁寧でやさしい対応をしてほしいです。時々グチャも聞えるので。
<ul style="list-style-type: none"> 椅子が少ない。映画会の上映作品を有名な作品にする。みるたんやインターネットでの蔵書検索で、すべての本の外観や紹介が見たい。図書館だよりの内容の充実（読んでもらえるように）。ナクソス・ミュージック・ライブラリーやデジタルアーカイブの情報を広く知らせて、気軽に使えるようにする。みるたんを増やす。地域館でもセルフ貸出機を複数利用できるようにする。前回のしおりコンテストを再度実施（順位発表をスピーディに）。図書館にない本を気軽にリクエストできるようにする。POP（本の紹介）コンテストなど、一般の人が参加できる、本を読みたくなるようなイベント（学校図書館のように様々なイベントがあると親しみやすくなると思います。参考してみてください。）各館でいろいろなイベントを行い、地域の人に利用してもらえるような図書館づくり。
<ul style="list-style-type: none"> とにかく利用時間を長くしてほしい。学習する場所、読む場所の明かりの工夫もしてほしい。外の通路での話は2Fの学習室に小声でもよく響くので、ほかに響かず電話や話をする場所があったら、これから役に立つように思う。
<ul style="list-style-type: none"> 須賀川のように「読書通帳」を導入してほしいです。シールを印刷して貼って、というのは手間がかかります。通帳に印刷されると子供も喜ぶので、自然とたくさんの本が読めると思います。子供コーナーにも貸出機が欲しいです。大人を待たせるのがプレッシャーになります。
<ul style="list-style-type: none"> 学習席、閲覧席が(椅子が)足りないと思います。充実させてほしい。照明についても暗く感じるので、特に学習席や1Fの奥の席などの照明の工夫をお願いしたい。出来たら、ほかの県で工夫されている子供たちが静かに本を読む以外の、楽しんで声を出してもいい場所の確保や大人の人も声を出してもよい場所の工夫があったらよいと思います。（これからの図書館として、さらなる創意工夫を求めたい）
<ul style="list-style-type: none"> ①リクエスト（資料の購入希望）については、限られた予算の中で図書館資料を購入しているため、利用者一人当たり年間〇冊の購入とするなど公平性を考慮してリクエストに対応して良いと考えます。②基本目標として「地域を支える図書館」を掲げるのであれば、郷土資料の収集、保存、活用が展開できるように運営方針を検討することはもちろんのこと、専門職員（司書：専ら図書館に勤務し、他の部署に異動しない職員）に係る採用、人材育成、日本図書館協会等専門機関主催の研修受講などの市施策を充実することが求められると考えます。③当該運営方針の策定は、今後3年間の管理運営を基本とされておりますが、現在の中央図書館は築40年を超え、郷土資料をはじめとする貴重な（各分野における古典的・基本的）図書館資料を保存するスペース(書庫)が狭小化していると推察できるので、図書館協議会等で提言いただきながら検討してはかがてでしょうか。④図書館への指定管理者制度の導入については、図書館法における館長の職務、図書館協議会の役割等を踏まえば、法的矛盾があり困難と考えますので、本市においては導入を検討するものではないと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 予約した本を借りに来て（連絡はないが）貸出できる状態になっていないので（連絡車で事務室に届いているのだが処理されていないため、お取り置き状態になっていない）借りずに帰り帰宅した際にパソコンの予約状況を確認するとお取り置き状態になっていることが何度もあった。また、すぐに借りに行かなくてはならない。（お取り置きが1週間しかないが、借りてきた本の貸出期間は2週間あるため、読みきってから予約の本を借りに行っても期限切れになってしまう）いつでもどこでも借りられるのが目標なのだから、もっと連絡車の運転をスムーズに行えるようにしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 老人にとって楽しく出かける場所の一つとなっています。時々読みたい本を他の図書館からお借りできずし、購入してもらうことに感謝しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・せめて、週1回平日の開館時間を～19時にしてもらいたい。毎日なくても可。（地域館）
<ul style="list-style-type: none"> ・新刊図書が少ない。予約をしても手元に届くまで、時には半年待たねばならないことも。このような時には、その本の購入数を増やす等努力がほしい。本も生き物です。是非、希望図書の購入を迅速に進めて下さい。
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットでマンガを借りれるようにしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で一時借りなかった時期（閉館）があり不便でしたが、今度コロナ禍で閉館になる場合、貸出時間を短縮して貸し出しを工夫していただければ有難いのですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・「ラストで君は「まさか!」という」を増やしてほしい!!妖怪の子預かりますの一般図書を増やしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・新聞縮刷版（日本経済新聞）を早急に入れてほしい。郡山市クラスの自治体の図書館ならば、入っているのが普通なのに入っていない上、原紙の保管年数も少ないため、県立図書館まで出向かなければならないのは、非常に不満である。
<ul style="list-style-type: none"> ・自習室の開館時間を延長してほしい。（21:00頃まで）
<ul style="list-style-type: none"> ・貸出冊数を10冊に増やしてほしい。リクエストはとても良いと思います。特設コーナーをもう少し頻繁に変更したほうが良い。CDの在庫は少ないかな?と思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食スペースを設けてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの中テーブルが少なくいつも利用者が多く本を探し、調べる時に置く場所がない。
<ul style="list-style-type: none"> ・学習テーブルが小さすぎるのでもう少し大きくしてほしいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・イスを増やしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・CDやDVDの貸出と返却が他の図書館（郡山市の）・分館でも出来るとう嬉しい。CDの貸出枚数を3または4枚にしてほしい。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、郡山市図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(平12条例7・平19条例48・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平19条例48・一部改正)

(図書館の基準)

第3条 図書館は、法第7条の2によって定められた基準による。

(平12条例7・平20条例51・一部改正)

(管理)

第4条 図書館は、教育委員会が、これを管理する。

(入館の制限等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の館長(以下「館長」という。)は、図書館への入館を拒み、又は退館させることができる。

- (1) 風紀若しくは秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、若しくは滅失させ、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、館長が管理運営上適当でないと認めるとき。

(平12条例7・追加)

(図書館資料の複写)

第6条 図書館資料の複製物を必要とする者は、当該図書館資料の複写について館長に申し込みをしなければならない。この場合において、次に該当する場合は、館長は、当該複写を認めないことができる。

- (1) 複写することによりその図書館資料を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反するおそれがあることその他の理由により館長が複写を適当でないと認めるとき。

(平12条例7・追加)

(館外利用)

第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところに従い、図書館資料を図書館以外の場所(以下「館外」という。)において利用することができる。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人
 - (2) 地方自治法第252条の2第1項の規定により、本市と連携協約を締結した市町村の区域に居住する個人
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が適当と認めたもの
- 2 前項の規定により図書館資料を館外で利用しようとするものは、館長に申し込みをして利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 利用カードの交付を受けたもの（以下「館外利用者」という。）は、規則で定める事項に変更を生じたときは、当該変更に係る事項を速やかに館長に届け出なければならない。
- 4 館外利用者は、第1項各号に掲げる利用資格者でなくなったときは、速やかに館長に利用カードを返却しなければならない。
- 5 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
- （平12条例7・追加、平19条例48・令元条例19・一部改正）

（貸出しの停止）

第8条 館長は、館外利用者が利用期間を過ぎても貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、当該館外利用者に対する貸出しを停止することができる。

（平12条例7・追加）

（使用の許可）

第9条 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、郡山市中央図書館の管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（平19条例48・追加）

（使用許可の制限）

第10条 教育委員会は、視聴覚ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 視聴覚ホール等及びその設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

（平19条例48・追加）

（使用許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚ホール等の使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

- (2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(平19条例48・追加)

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(平19条例48・追加、平27条例80・一部改正)

(使用料の徴収の特例)

第12条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第14条第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する5日前までに使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(平27条例80・追加)

(使用料の免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。
- (2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。
- (3) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めたととき。

(平19条例48・追加)

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の取りやめの申し出をし、教育委員会がこれを承認したとき。
- (3) 使用者が使用を開始する5日前までに、使用の変更の申請をし、教育委員会がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金を生じたとき。
- (4) 使用者が使用を開始する前に、使用許可を取り消されたとき。
- (5) その他教育委員会が特別の理由があると認めたととき。

(平19条例48・追加)

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平19条例48・追加)

(原状回復義務)

第16条 使用者は、視聴覚ホール等の使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに視聴覚ホール等及びその設備等を原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

(平19条例48・追加)

(賠償責任)

第17条 図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、汚損し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従い、同等の物若しくは相当の代価をもってその損害を賠償し、又は原形に復さなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平12条例7・追加、平19条例48・旧第9条線下・一部改正)

(図書館協議会)

第18条 法第14条第1項の規定により、郡山市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平12条例7・旧第5条線下、平19条例48・旧第10条線下、平24条例30・一部改正)

(報酬等)

第19条 委員の報酬等は、郡山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の定めるところによる。

(平12条例7・旧第6条線下、平19条例48・旧第11条線下、平20条例51・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行に必要な事項は、郡山市教育委員会が別に定める。

(平12条例7・旧第7条線下、平19条例48・旧第12条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年郡山市条例第161号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年郡山市条例第176号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年郡山市条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年郡山市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年郡山市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表郡山市図書館喜久田分館に関する部分の改正規定は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年郡山市条例第52号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年郡山市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年郡山市条例第37号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年郡山市条例第17号）

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年郡山市条例第32号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年郡山市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年郡山市条例第54号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第31号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年郡山市条例第55号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成5年4月23日教委規則第6号で平成5年6月26日から施行）

附 則（平成8年郡山市条例第25号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表郡山市中央図書館片平分館の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成8年6月26日教委規則第6号で平成8年7月8日から施行）

附 則（平成10年郡山市条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年郡山市条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（処分、申請、届出等に関する経過措置）

5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成13年郡山市条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年郡山市条例第31号）

この条例は、県中都市計画事業富田第一土地区画整理事業の換地処分に係る福島県知事の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成17年郡山市条例第82号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年郡山市条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（郡山市視聴覚センター条例の廃止）

2 郡山市視聴覚センター条例（昭和56年郡山市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の郡山市図書館条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正）

5 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成11年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年郡山市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年郡山市条例第36号）

この条例は、平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成22年郡山市条例第72号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可の申請がなされた場合の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年郡山市条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の郡山市図書館条例の規定に基づく郡山市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の郡山市図書館条例の規定に基づく郡山市図書館協議会の委員とみなす。

附 則（平成27年郡山市条例第80号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成29年郡山市条例第21号）

この条例は、郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年郡山市条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平3条例17・全改・平3条例31・平4条例55・平8条例25・平10条例16・平13条例34・平15条例31・平17条例82・一部改正、平19条例48・旧別表・一部改正、平21条例36・平29条例21・一部改正）

名称	位置
郡山市中央図書館	郡山市麓山一丁目5番25号
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号
郡山市安積図書館	郡山市安積一丁目38番地
郡山市富久山図書館	郡山市富久山町福原字泉崎181番地の1
郡山市中央図書館緑ヶ丘分館	郡山市緑ヶ丘東三丁目1番地の21
郡山市中央図書館富田分館	郡山市町東三丁目84番地
郡山市中央図書館大槻分館	郡山市大槻町字中前田56番地の1
郡山市中央図書館三穂田分館	郡山市三穂田町八幡字東屋敷6番地
郡山市中央図書館逢瀬分館	郡山市逢瀬町多田野字南原3番地
郡山市中央図書館片平分館	郡山市片平町字町南7番地の2
郡山市中央図書館喜久田分館	郡山市喜久田町堀之内字下河原1番地
郡山市中央図書館日和田分館	郡山市日和田町字小堰23番地の4
郡山市中央図書館湖南分館	郡山市湖南町福良字家老9390番地の4
郡山市中央図書館熱海分館	郡山市熱海町熱海二丁目15番地の1
郡山市中央図書館田村分館	郡山市田村町岩作字穂多礼40番地の3
郡山市中央図書館西田分館	郡山市西田町三丁目字桜内259番地
郡山市中央図書館中田分館	郡山市中田町下枝字大平358番地

別表第2（第12条関係）

（平22条例72・全改）

1 施設使用料

室名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
視聴覚ホール	5,800円	7,800円	7,000円	12,300円	13,400円	17,300円
会議室	400円	600円	500円	900円	1,000円	1,300円

2 加算使用料

冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

3 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ（セミコンサート）		1式1回	1,500円 (調律料は別途実費)
音声装置		1式1回	2,500円
調光装置		1式1回	4,000円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超え2キロワット以下の場合	1回	400円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が2キロワットを超え5キロワット以下の場合	1回	700円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が5キロワットを超える場合	1回	1,300円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回の使用として、この表の規定を適用する。

郡山市図書館規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 図書館奉仕

第1節 館内利用（第5条・第6条）

第2節 館外利用（第7条—第9条）

第3章 図書館資料の寄贈（第10条・第11条）

第4章 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等の使用（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平12教委規則6・一部改正）

（事業）

第2条 郡山市図書館（以下「図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料（第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。第5号及び第2章において同じ。）の利用、複写等に関すること。
- (3) 読書会、講習会、講演会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (5) 官公庁、学校、博物館、研究所、他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) 郡山市中央図書館の視聴覚機材及び視聴覚教材（以下「視聴覚機材及び教材」という。）の提供（第16条に規定する者への提供に限る。）に関すること。
- (7) 郡山市中央図書館の視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）の施設、設備等の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な事業

（平14教委規則6・平20教委規則10・一部改正）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおり

とする。ただし、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（平11教委規則8・平20教委規則10・一部改正）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（平11教委規則8・平20教委規則10・一部改正）

第2章 図書館奉仕

第1節 館内利用

（利用場所）

第5条 図書館資料は、館内の所定の場所で利用しなければならない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めたときは、その指定する場所で利用することができる。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第6条繰上・一部改正）

（図書館資料の複写）

第6条 条例第6条の規定により図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書（第1号様式）を館長に提出しなければならない。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第7条繰上）

第2節 館外利用

（館外利用手続等）

第7条 条例第7条第1項の規定により図書館資料（分館のうち教育委員会が別に定めるものの図書館資料を除く。）を館外で利用しようとするものは、利用カードを提示しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により利用カードの交付を受けようとするものは、利用カード申込書（第2号様式）に必要な事項を記入し、同条第1項に規定する利用資格を証明する書類を提示して申込みをしなければならない。

3 条例第7条第3項の規則で定める事項は、前項の利用カード申込書に記載した事項とする。

（平12教委規則6・一部改正、平20教委規則10・旧第9条繰上・一部改正）

（館外利用数量及び期間）

第8条 図書館資料を館外で利用できる数量及び期間は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（平20教委規則10・旧第10条繰上・一部改正）

（館外利用の制限）

第9条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重な図書館資料
- (2) 館内において特に利用の多い図書館資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料

(平13教委規則3・一部改正、平20教委規則10・旧第12条繰上・一部改正)

第3章 図書館資料の寄贈

(図書館資料の寄贈)

第10条 館長は、図書館資料の寄贈の申出があったときは、これを受けすることができる。

(平14教委規則6・旧第15条繰上、平20教委規則10・旧第14条繰上・一部改正)

(寄贈図書館資料の取扱い)

第11条 前条の規定により寄贈された図書館資料の取扱いについては、次項及び第3項に定めるところによるほか、他の図書館資料と同様とする。

2 館長は、寄贈された図書館資料については、当該図書館資料及び寄贈者に関する事項その他必要な事項を台帳等に記録し、これを保存しておかなければならない。

3 寄贈された図書館資料には、寄贈者の申出により、当該寄贈者の氏名又は名称を表記することができる。

(平14教委規則6・旧第16条繰上、平20教委規則10・旧第15条繰上・一部改正)

第4章 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等の使用

(平20教委規則10・追加)

(使用許可申請)

第12条 視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 視聴覚機材及び教材を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使用許可申請書(第3号様式)

(2) 視聴覚ホール等を使用するとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可申請書(第4号様式)

2 前項第1号に規定する申請書は使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1月前から使用日までの期間内に、同項第2号に規定する申請書は使用日の6月前から7日前までの期間内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めた場合は、同項に規定する申請の期間外であっても申請することができる。

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

(使用許可)

第13条 教育委員会は、視聴覚機材及び教材又は視聴覚ホール等の使用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用許可書を申請人に交付する。

(1) 視聴覚機材及び教材の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚機材・教材使用許可書(第5号様式)

(2) 視聴覚ホール等の使用を許可したとき 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用許可書(第6号様式)

(平20教委規則10・追加)

(使用許可の変更手続)

第14条 視聴覚ホール等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事

項を変更しようとするときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可申請書（第7号様式）に前条第2号に規定する使用許可書を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する変更を許可したときは、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用変更許可書（第8号様式）を申請人に交付する。

（平20教委規則10・追加）

（貸出数量及び期間）

第15条 視聴覚機材及び教材の貸出数量及び貸出期間は、別表第3のとおりとする。

（平20教委規則10・追加）

（使用者の範囲）

第16条 視聴覚機材及び教材を使用することができる者は、市内の学校、社会教育団体等とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

（平20教委規則10・追加）

（使用料の納入）

第17条 条例第12条及び第12条の2に規定する使用料は、第13条第2号に規定する使用許可書の交付を受けたときから当該使用許可の使用日までに納入しなければならない。第14条第2項に規定する変更許可を受けた場合又は使用を取りやめた場合で未納の使用料があるときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項に規定する変更許可を受けた場合で使用日の変更が伴うものの当該変更許可に基づく使用料は、同項に規定する使用変更許可書の交付を受けたときから当該変更許可の使用日までに納入しなければならない。

（平28教委規則1・全改）

（使用料の免除）

第18条 条例第13条の規定により免除することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条第1号又は第2号に規定する場合 当該使用料の全額

(2) 条例第13条第3号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

2 使用料の免除を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料免除申請書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（平20教委規則10・追加）

（使用料の返還）

第19条 条例第14条ただし書の規定により返還することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合 当該使用料の全額

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 当該使用料の10分の8の額

(3) 条例第14条第3号に規定する場合 当該過納金の額

(4) 条例第14条第4号に規定する場合 当該使用料の10分の5の額

(5) 条例第14条第5号に規定する場合 当該使用料のうち教育委員会が認める額

- 2 使用料の返還を受けようとする者は、郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料返還請求書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（平20教委規則10・追加）

（遵守事項）

第20条 視聴覚機材及び教材並びに視聴覚ホール等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 視聴覚機材及び教材並びに施設、設備等を他に転貸しないこと。
- (2) 使用に際し、会費、入場料その他の費用を徴収しないこと。
- (3) 使用した施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 風紀及び秩序を乱さないこと。
- (6) 許可されない施設、設備等を使用しないこと。
- (7) その他職員の指示に従うこと。

（平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正）

第5章 雑則

（平13教委規則3・旧第5章繰上、平20教委規則10・旧第4章繰下）

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

（平12教委規則6・旧第20条繰上、平13教委規則3・旧第19条繰上、平14教委規則6・旧第17条繰上、平20教委規則10・旧第16条繰下）

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(郡山市視聴覚センター条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 郡山市視聴覚センター条例施行規則(昭和56年郡山市教育委員会規則第8号)

(2) 郡山市視聴覚センター運営委員会規則(昭和56年郡山市教育委員会規則第9号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の郡山市視聴覚センター条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)の規定により交付された使用許可書は、この規則による改正後の郡山市図書館条例施行規則の規定により交付された使用許可書とみなす。

4 この規則の施行の際現に廃止前の規則の様式の規定及びこの規則による改正前の郡山市図書館条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の郡山市図書館条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付された使用許可書は、この規則による改正後の郡山市図書館条例施行規則の規定により交付された使用許可書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年教委規則第5号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の使用許可に係る使用料の納入については、なお従前の例による。

附 則(令和2年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の規則の様式(次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第3条、第4条関係)

(平20教委規則10・追加)

図書館の区分	休館日	開館時間
中央図書館	(1) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の祝日法による休日でない直近の日とする。) (3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。)	1 視聴覚ホール等以外 (1) 1月から4月まで及び12月の火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 5月から11月までの火曜日から土曜日まで 午前9時30分から午後7時まで (3) 土曜日((2)に規定する土曜日を除く。)、日曜日及び祝日法による休日 午前9時30分から午後5時まで 2 視聴覚ホール等 午前9時から午後9時まで
希望ヶ丘図書館 安積図書館 富久山図書館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (3) 金曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、その日が金曜日に当たるときは、その前日とする。)	(1) 月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後6時まで (2) 日曜日及び土曜日 午前9時30分から午後5時まで
中央図書館の分館	(1) 祝日法による休日 (2) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日 (3) 第3日曜日及び月曜日 (4) 館内整理日(年度末日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。)	午前9時30分から午後5時まで

別表第2（第8条関係）

（平20教委規則10・追加、令2教委規則6・一部改正）

	数量		期間
	図書資料	視聴覚資料	
条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する個人	5冊以内	2点以内 次の各号のいずれかに該当する視覚障害者については、5点以内とする。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児	15日以内
条例第7条第1項第3号に規定する団体	300冊以内		1月以内

備考

- 1 条例第7条第1項第4号に規定するものについては、そのものが個人である場合は同項第1号又は第2号に規定する個人と、団体である場合は同項第3号に規定する団体とみなして、この表を適用する。
- 2 この表において「図書資料」とは、館外で利用できる図書等をいい、「視聴覚資料」とは、館外で利用できる視聴覚資料（第2条第6号に規定する視聴覚機材及び視聴覚教材を除く。）をいう。

別表第3 (第15条関係)

(平23教委規則6・全改)

	種類	貸出数量	貸出期間
視聴覚機材	16ミリ映写機	1回につき1台	8日以内
	ビデオプロジェクター	1回につき1台	8日以内
	オーバーヘッドカメラ	1回につき1台	8日以内
	ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	DVDプレーヤー	1回につき1台	8日以内
	DVD一体型ビデオデッキ	1回につき1台	8日以内
	スクリーン	1回につき1台	8日以内
	スピーカー	1回につき1台	8日以内
	暗幕	1回につき20枚以内	8日以内
視聴覚教材	16ミリ映画フィルム	1回につき5本以内	8日以内
	教材ビデオテープ	1回につき5本以内	8日以内
	教材DVDソフト	1回につき5点以内	8日以内

※「様式」の掲載は割愛します。

第1号様式 (第6条関係)

(平20教委規則10・全改)

第2号様式 (その1) (第7条関係)

(令2教委規則6・全改)

第2号様式 (その2) (第7条関係)

(平20教委規則10・全改)

第3号様式 (第12条関係)

(平20教委規則10・追加)

第4号様式 (第12条関係)

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

第5号様式 (第13条関係)

(平20教委規則10・追加)

第6号様式 (第13条関係)

(平20教委規則10・追加、平23教委規則6・一部改正)

第7号様式 (第14条関係)

(平20教委規則10・追加)

第8号様式 (第14条関係)

(平20教委規則10・追加)

第9号様式 (第18条関係)

(平20教委規則10・追加)

第10号様式 (第19条関係)

(令4 教委規則1・全改)

平成3年3月19日

郡山市教育委員会規則第5号

郡山市図書館協議会の会議運営に関する規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、郡山市図書館協議会（以下「協議会」という。）の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 協議会は、郡山市中央図書館長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、付議すべき事項とともに、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（定例会及び臨時会）

第3条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要があるときに招集する。

（議長及び副議長）

第4条 協議会に議長及び副議長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

（職務）

第5条 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、委員の過半数で成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の会議に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

郡山市図書館協議会委員（任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日）

議長	まつい ひさのり 松井 壽則	元日本大学工学部准教授
副議長	あかぬま じゅんこ 赤沼 順子	郡山ザベリオ幼稚園園長
委員	こまつ ひとみ 小松 ひとみ	郡山市立郡山第六中学校学校司書
委員	ささき あつこ 佐々木 厚子	公募委員
委員	さとう あきら 佐藤 輝	郡山市学校図書館協議会会長 郡山市立富田小学校校長
委員	さとう かずこ 佐藤 加壽子	おはなしグループぽけっと代表
委員	サンジェイ・パリーク	日本大学工学部教授
委員	たかはし あつし 高橋 敦司	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
委員	たかまつ ただひさ 高松 尚久	理学博士
委員	なかはた よしこ 中畠 由子	子ども文庫連絡協議会会員 郡山・子どもの本をひろめる会会員
委員	ふじた くみこ 藤田 久実子	サクソフォン奏者 郡山女子大学附属高等学校音楽科非常勤講師
委員	むなかた たつお 宗像 達郎	郡山市立緑ヶ丘中学校校長
委員	よし井 あきお 吉井 明生	元郡山市立中学校長
委員	わたなべ ともこ 渡辺 知子	郡山市婦人団体協議会役員
委員	わち つよし 和知 剛	郡山女子大学短期大学部講師 郡山女子大学附属図書館司書係長

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

- 第一 総則
 - 一 趣旨
 - 二 設置の基本
 - 三 運営の基本
 - 四 連携・協力
 - 五 著作権等の権利の保護
 - 六 危機管理
- 第二 公立図書館
 - 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
 - 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
 - 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
 - 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
 - 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
 - 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮

しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

〒963-8876

福島県郡山市麓山一丁目5番25号

郡山市教育委員会 中央図書館

電話：024-923-6601

ファックス：024-923-6615